

県立熊谷高等学校（定時制の課程） 部活動に係る活動方針

◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実現を図る。
- 計画的かつ効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間・月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 顧問を適切に配置し、生徒が安全に活動できる体制を整える。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 顧問及び管理職は以下の点に留意しつつ活動を進める。
 - ・施設設備の定期安全点検
 - ・顧問、担任、養護教諭間の連携
 - ・体罰やハラスメントの防止、いじめやトラブルの防止
 - ・安全確保のための研修会（心肺蘇生法、AED使用）
 - ・県費外諸費の適正処理
- 生徒の自主的自発的活動も考慮したり、校内外の研修会に参加したりする。
- 県の方針に基づいて感染症拡大防止のため定期的に消毒作業を行い、活動場所を清潔に保つ。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 定期考査 1 週間前及びその期間中は原則活動禁止とする。また、長期休業中の活動は、顧問と生徒が協議のうえ、特に就業している生徒に対しては計画的に休養日を設定する。
- 1日の活動時間については、帰宅時間や生徒の体力・集中力を考慮し、練習メニュー等を工夫し効率的に行い、放課後1時間程度を目安とする。また、長期休業中の活動時間も同程度を目安とする。
- 参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。